

基山町校務系ネットワーク更新事業 プロポーザル実施要領

令和7年4月 基山町

1. 目的

この実施要領は、基山町校務系ネットワーク更新事業の受注候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2. 事業の概要

- (1) 事業名 基山町校務系ネットワーク更新事業
- (2) 履行期間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
令和7年11月30日まで ネットワーク構築
令和7年12月1日以降 運用・保守

(3) 事業内容

基山町校務系ネットワーク更新事業仕様書（以下「仕様書」という。）に記載しているとおり。ただし、契約時における仕様書は、候補者として選定された企画提案書の内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 事業費の提案上限額

令和7年度 構築、運用・保守費用

27,219,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案価格が提案上限額を超える場合は失格となる。

※令和8年4月1日から令和14年11月30日までにかかる費用については、参考価格として、別途提示すること。

※令和8年度以降の運用保守に関する契約金額は、各年度の予算成立を条件とする。

3. 業務の目的

社会全体のデジタル化や教育DX（デジタル技術を活用した革新）が加速していく中、教職員の働き方改革やGIGAスクール構想などICTの更なる利活用が求められている。このような背景を踏まえ、本町においても校務支援システムを令和8年度以降に整備することを目指し、校務系ネットワークの通信速度の課題や教職員の学習系と校務系の端末2台利用、センターサーバー室に設置されたサーバの管理及び個人情報保護法等を踏まえたセキュリティの見直し等、様々な課題を総合的に解決するために、「アクセス制御による対策を講じたシステム構成」を構築することを目的とする。

4. スケジュール及び提出方法等

(1) 契約までの予定・スケジュール

項目	日程・提出期限等
プロポーザル公募開始	令和7年4月7日（月）
参加表明書等及び質疑書の提出	令和7年4月14日（月）
参加資格審査の結果通知	令和7年4月21日（月）
質疑（様式第3号）への回答	令和7年4月21日（月）
企画提案書提出	令和7年5月19日（月）
プレゼンテーションの実施	令和7年5月27日（火） 令和7年5月28日（水）（予備）
結果通知	令和7年6月2日（月）
仕様精査	令和7年6月6日（金）まで
本契約締結	令和7年6月上旬

(2) 事務局

基山町教育委員会教育学習課教育総務係（担当：荒巻）

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地

電 話 0942-92-7980（直通）

FAX 0942-92-0741

e-mail gakko-4@town.kiyama.lg.jp

(3) 書類提出方法

事務局へ紙媒体（正1部のみ）を直接持参するとともに、電子データを電子メールにて各提出期日の午後5時までに提出すること。

また、紙媒体の提出は下記によること。

なお、電子データの容量が5MBを超える場合は、電子メールの添付機能ではなく、データ交換サービス等を利用して提出すること。

ア 企画提案書はA4版とし、表紙・目次ページを除き40ページ（両面の場合2ページ換算）を上限とする。A3版での印刷も可とするが、その場合は2ページ換算とし、Z折りの短辺綴じとする。

また、2-up表示も可とするが、その際は見やすい文字の大きさを考慮すること。

イ 刷食やファイルの綴じ方は自由とする。

ウ 文字の大きさは10.5pt以上を原則とする。

エ 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。

(4) 参加表明書等の提出後の辞退

参加表明書等の提出後の辞退については、辞退届（様式任意）を作成し、速やかに事務局へ提出すること。

5. 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。各要件は参加表明書提出日を基準日とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ウ 公募の日から参加表明書提出日までの期間、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- エ 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- オ 当該事業の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- カ 同一法人、団体又は代表者が、重複して参加表明していないこと。
- キ 佐賀県又は福岡県内に本店又は支店を有すること。
- ク 過去5年間で、本業務と同種または類似業務（学校の校務系・学習系のネットワーク構築等）について、国、地方公共団体等と契約実績があり、十分な知識及び技術を有すること（実績については、6(1)イに記載すること。）。

6. 参加表明

参加を表明する候補者は、次の提出書類を期限までに事務局へ提出をすること。

- (1) 提出書類 ※添付必要書類は各様式を確認すること。

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務経歴書（様式第3号）
- エ 本業務の実施体制（様式第4号）

- (2) 提出期限及び提出方法

令和7年4月14日（月）

7. 参加資格審査の結果通知

- (1) 結果通知日 令和7年4月21日（月）

- (2) 通知方法

参加表明を行った全ての者に参加資格審査結果通知書（様式第5号）により結果を郵送する。また、取り急ぎファックス又は電子メールにて結果を送信する。

参加資格を有すると認めた者にはプロポーザル企画提案書提出要請書（様式第 6 号）により企画提案書及び調書等（以下「企画提案書等」という。）の提出を依頼する。

（3）その他

提出書類の返却は行わないものとし、今回のプロポーザル以外の目的で提出書類の利用は行わない。

8. 質疑及び回答

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出すること。

（1）提出書類

質疑書（様式第 7 号）

（2）提出先

4（2）に記載のとおり

（2）提出期日

令和 7 年 4 月 14 日（月）

（3）回答方法

回答日において参加表明書を提出し指名通知を受けた者全てに対し、質問者名を伏せた上で、ファックス又は電子メールにて回答する。期限後に提出されたもの、意見の表明と解されるもの及び内容が不明なもの等については回答しない。

9. 企画提案

参加者は、「基山町校務系ネットワーク更新事業仕様書」に基づき、本業務の目的に沿った企画を策定し、より効果的な業務実施に向けた企画提案書を作成すること。

なお、1 参加者につき、1 点に限る。

（1）提出書類

ア 任意様式 企画提案書（PDF 様式）

10（2）記載の審査項目を考慮した提案書とすること。

イ 任意様式 スケジュール案（PDF 様式）

仕様書に示すとおり、発注者及び受注者各々の役割を明示したスケジュール案をガントチャート様式で作成すること。詳細については、契約締結後の協議の中で変更することがある。

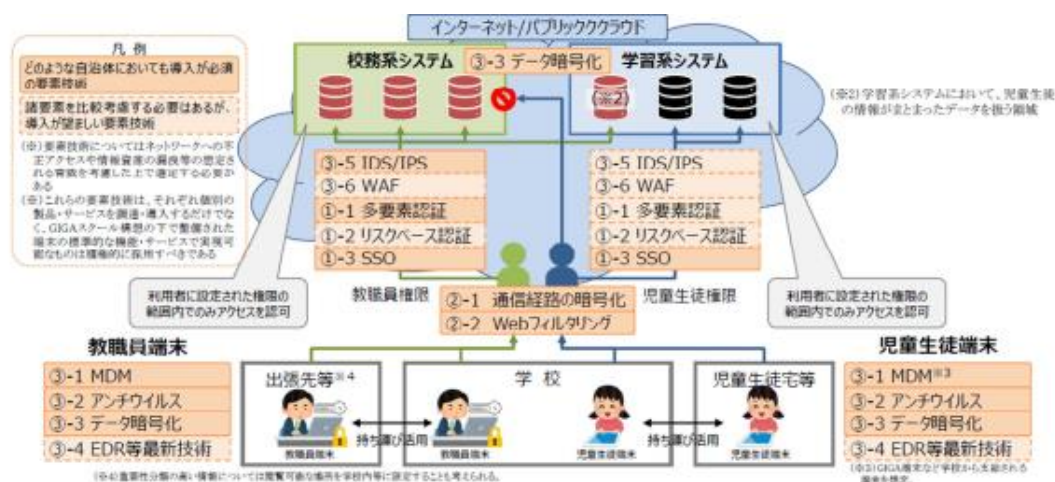
ウ 様式第 8 号 価格提案書（PDF 形式）

令和 8 年 3 月 31 日までにかかる費用を記入し、明細（任意様式）を提出すること。また、令和 8 年度以降にかかる費用の総額については参考価格として別途提示し、明細（任意様式）を添付すること。

工 任意様式 環境構成図

下記のように、本業務範囲で整備する各ツール及び構築環境等を図示するとともに、運用保守体制に関して発注者と候補者の役割を明示した図とすること。

なお、本様式はアの企画提案書中に含んでもよい。



※GIGA スクール構想の下での校務 DX について（令和5年3月8日）より引用

エ 提案内容に沿って変更した仕様書（案）（docx 形式）

「基山町校務系ネットワーク更新事業仕様書」を修正する形式で提出すること。
修正時は、Office ソフトの校閲機能（変更履歴の記録）を用いて見え消しとする
とともに、修正箇所等は黒字以外の色とすること。

(2) 提出期日

令和7年5月19日（月）

(3) 提出方法

4 (3) のとおり

なお、電子データの提出は、名称を「(候補者名) 企画提案書」としたフォルダに、9 (1) に記載したファイルを格納し、提出すること。

(4) その他

ア 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、一切認めない。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提供された企画提案書等は本町で使用するものであり、作成者に断りなく第三者への配布は行わない。

ただし、情報開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行うため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を明示すること。

企画提案書等の審査及び評価は、本町が設置する審査会において行う。また、審査会は非公開とする。

審査及び評価は、企画提案書及び各提出書類の内容、プレゼンテーション、ヒアリング等に基づき総合的に評価を行い、その合計点数が最も高い者を第1位交渉権者、次点の者を第2位交渉権者として選定する。

なお、合計点数が最も高い者が複数あった場合は、価格提案書の額を比較し安価な者を第1位交渉権者とし、価格提案書の額も同じ場合は、くじ引きにより決定することとする。

(1) プレゼンテーションの実施

- ア 実施日 令和7年5月27日（火）
 令和7年5月28日（水）（予備日）
- イ 実施場所 企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
- ウ 参加人数 1候補者当たり5名までとする。
- エ 所要時間 プレゼンテーション 40分
 質疑応答 10分

※ 準備や片付けの時間は所要時間に含めないが、合わせて10分程度で行うこと。

オ その他注意事項

(ア) プレゼンテーションにおけるパソコン、プロジェクターの使用は妨げないが、これら機材を使用する場合は、事前連絡により調整を行うこと。パソコンは企画提案者が用意持参する。町が用意するものはプロジェクター・プロジェクタースクリーンのみとする。

(イ) 当日に追加資料を配布すること及び企画提案書と異なる内容を提案することは認めない。

(2) 審査項目及び配点

企画提案書は下記の順に沿った作りとすること。

ア 基本事項（10点）

(ア) 業務実績

- a 特にアピールしたい実績は、プレゼンテーション中に説明を行うこと。
- b 事前提出物（業務実績書（様式第3号））以上に補完する必ようがない場合は省略可能とする。

(イ) 業務理解度

- a 文部科学省が発出しているGIGAスクール構想の下での校務DXなど、時代背景を踏まえた提案となっているか。
- b 本町における課題を理解した上で、総合的な解決を図る提案となっているか。
- c 業務実施に伴い想定されるリスク及びその対策を十分に把握しているか。

イ 業務体制及び工程 (10 点)

(ア) 業務体制

- a 人員体制（人数、責任者、担当役割、導入実績経験者、資格所有者等）が明確であり、本業務実施に耐えうる体制が整備されているか。
- b 発注者のフォロー体制や本業務を円滑に進める体制が整備されているか。

(イ) 工程

- a 想定スケジュールを考慮した具体的な記載となっているか。

ウ 設計・構築 (30 点)

ゼロトラストを構成する下記機能について、今後の運用管理を考慮した構成となっているか。

- (ア) ID 統制 (IDaaS 等)
- (イ) 端末統制・保護 (MDM 等)
- (ウ) EPP 及び EDR
- (エ) ネットワークセキュリティ
- (オ) クラウドストレージ及びデータ漏えい防止

エ 運用保守 (30 点)

- (ア) 運用保守体制及び運用保守範囲が明確か。
- (イ) 運用保守範囲における運用保守内容が明確か。
- (ウ) リモート保守対応が可能となる環境の構築が整備されているか。
- (エ) 運用中の問い合わせやインシデント発生時の社内体制や発注者への報告体制等が整備されているか。
- (オ) 発注者の運用負担軽減が考慮されているか (研修会・ヘルプデスクの設置等)。

オ 追加提案 (別途加点)

本事業の目的に沿った、発注者にとって有益な提案か。

※ 追加提案については説明が容易な箇所に記載してよいが、追加提案であることを明示すること。

カ 価格 (20 点)

各候補者の価格差 (総事業費) に基づき、定められた計算比率によって算出する。

(3) 審査結果通知

ア 通知日

令和 7 年 6 月 2 日 (月)

イ 通知方法

様式第 1 号に記載の窓口担当者へ、電子メールで通知書を送付する。

また、候補者名を伏せた上で基山町ホームページへ掲載する。

(4) 最低制限点数

品質担保のため最低基準点を 65 点とし、これを満たさない候補者は無効とす

る。

(5) 書類審査

候補者が多数に上る場合は、提出された企画提案書を基に書類審査を実施する。
この場合は令和7年5月20日（火）に書類審査を実施、5月21日（水）に審査結果を通知し、合格者へプレゼンテーションの実施日時を通知する。

11. 契約に関する基本事項

(1) 仕様精査の協議

契約締結前に、本町と契約候補者の間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議に当たっては、本件発注内容の一部を修正する場合がある。

(2) 一括再委託の禁止

契約候補者が、本件発注内容の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。

(3) 契約時期

仕様精査の協議後速やかに締結する。

12. その他の留意事項

(1) 本公募型プロポーザルに伴う、参加表明書等及び企画提案書等の作成、提出等それらに係る費用の一切は参加表明者の負担とする。

(2) 企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加表明者が負うものとする。

(3) 提出された書類は、業者選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(4) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。